

川崎区こども総合支援ネットワーク会議設置要綱

17川区地保第1336号

平成18年3月23日区長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、川崎区内に在住するこども（児童福祉法第4条に定義する者をいう。）が健やかに成長できるよう、こどもに関連する諸事業を実施している川崎区内にある機関等（以下「関係機関」という。）及びこどもに関する支援等を行っている市民活動団体等（以下「活動団体」という。）の相互の連携及び協働を図るために設置する「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

- （1）川崎区におけるこどもの現状と課題に関すること
- （2）川崎区における関係機関及び活動団体の連携・協働に関すること
- （3）川崎区におけるこども支援ニーズに関すること
- （4）その他こどもの健やかな成長のための支援に関すること

（構成）

第3条 ネットワーク会議は、別表に定める職員及び関係機関から推薦された者並びに活動団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 ネットワーク会議に座長を置き、座長が議事を進行する。
- 4 座長は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。
- 5 座長に事故があるとき、または欠けたときは、座長が指名する者を選任する。

（会議）

第4条 ネットワーク会議は、必要に応じて開催し、区長が召集する。

- 2 委員が会議等に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 必要に応じて、ネットワーク会議に部会を設置することができる。
- 4 前条第1項の規定にかかわらず、必要に応じてネットワーク会議に関係者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 ネットワーク会議の事務局は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項は、座長がネットワーク会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から改正施行する。

(別表)

所 属 ・ 職 名	備考
川崎区民生委員児童委員代表	
川崎区主任児童委員代表	
川崎区地域教育会議	
川崎区 P T A 協議会	
川崎市幼稚園協会代表	
川崎区内民営保育所代表	
川崎区内こども文化センター代表	
川崎市ふれあい館	
たじま家庭支援センター	
あいせん児童家庭支援センター	
川崎市発達相談支援センター	
川崎市南部地域療育センター	
川崎区社会福祉協議会	
川崎区内公営保育所長代表	
川崎区内地域子育て支援センター代表	
こども未来局南部児童相談所長	
川崎市立小学校長会川崎支部代表	
川崎市立中学校長会川崎地区代表	
川崎市立川崎高等学校長	
川崎市立田島支援学校長	
川崎区役所担当課長（危機管理担当）	
川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 担当課長（保育所等・地域連携担当）	
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 担当課長（学校・地域連携担当）	

【順不同】